



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

< 臨時特別号 >

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	魚崎財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	東灘区地域協働課	1

魚崎財産区管理者専決処分事項指定の件（令和8年3月6日魚崎財産区議会議決）第2号の規定に基づき、次に掲げる条例をここに公布する。

魚崎財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日

神戸市長 久元 喜造

魚崎財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第72号

魚崎財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

魚崎財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和7年9月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第6条 議員が公務のための旅行をしたときは、<u>市長等（市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員をいう。）</u>に支給する額相当額の旅費を職員の旅費の例により支給する。</p>	<p>第6条 議員が公務のための旅行をしたときは、<u>旅費条例別表1級の者</u>に支給する額相当額の旅費を職員の旅費の例により支給する。</p>
<p>第7条 職員以外の関係者及び職員が職務のため旅行したときは、<u>その職務の級（職員以外の者にあつては、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）別表第1行政職給料表の職務の級が5級以下の</u></p>	<p>第7条 職員以外の関係者及び職員が職務のため旅行したときは、<u>旅費条例別表に相当する級別の旅費</u>を職員の旅費の例により支給する。</p>

級)の者に支給する額相当額の旅費
を職員の旅費の例により支給する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。